

【 令和5年度 第4回宮城地方最低賃金審議会 資料一覧 】

資料

- 1 令和5年度最低賃金審議状況一覧表
- 2 宮城県の最低賃金の推移一覧表
- 3 宮城県の最低賃金に係る影響率、未満率の推移
- 4 令和5年度最低賃金の周知に係る取組状況
- 5 最低賃金の履行確保に係る監督実施結果の推移（平成22年～令和6年）
- 6 令和5年度宮城県特定最低賃金適用事業場数及び適用労働者数
- 7 令和6年度における宮城県特定最低賃金の改正等に係る申出の意向表明状況
- 8 最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業に係る取組状況（令和5年度）
- 9 宮城働き方改革推進等政労使協議会（令和6年2月14日開催）について

参考資料

- 1 最低賃金の履行確保に係る監督指導結果（令和5年7月24日記者発表）
- 2 宮城県最低賃金改正諮問に係る審議会開催案内（令和5年6月27日記者発表）
- 3 令和5年度宮城県最低賃金の改正答申（令和5年8月7日記者発表）
- 4 10月1日から最低賃金が923円に改正が決定（令和5年9月1日記者発表）
- 5 10月1日から923円に改正、周知広報の取組（令和5年9月28日記者発表）
- 6 12月15日から特定最低賃金の改正が決定（令和5年11月15日記者発表）
- 7 令和5年度版リーフレット（厚生労働省作成）
- 8 令和5年度版リーフレット（宮城労働局作成）
- 9 路線バス広告（写真）
- 10 封筒貼り付け用シール（写真）
- 11 最低賃金引き上げに伴う支援強化リーフレット（厚生労働省作成）

令和5年度 最低賃金審議状況一覧表(地域・特定最賃決定までの経過)

1 最低賃金審議会 本審

審議会等回数	第1回	第2回	第3回	第4回
件名	5.7.5(公開)	5.7.31(公開)	5.8.23(公開)	6年3月(公開)
本審議会	会長等選出 (会長熊谷委員、会長代理柳井委員) 宮城地方最低賃金審議会運営規定等改正について(改正案のとおり改正) 宮城県最低賃金の改正決定の諮問 宮城県最低賃金専門部会の設置及び廃止並びに関係者からの意見聴取について(専門部会を設置する、意見聴取を行う) 最賃審議会令6条5項の取り扱いについて(全会一致の場合適用とする) 特定最低賃金について(必要性の有無の審議は本審で行う) 会議資料の説明	令和5年度地域別最低賃金改定の目安の伝達 令和5年度宮城県最低賃金の審議に臨む労使委員の基本的主張 最賃法第25条に係る関係者からの意見聴取(県労連、宮城一般から1名ずつ聴取) 宮城県特定最低賃金の適用労働者数等について(報告) 宮城県特定最低賃金改正決定の必要性の有無について(諮問) 宮城県特定最低賃金関係労使の意見聴取について(労使からの意見なし) 会議資料の説明	審議会意見に対する異議申出について(2件の意義申出があり、いずれも棄却) 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(3業種とも必要性ありで答申) 特定最低賃金改正決定について(諮問) 最賃審議会令6条5項の取り扱いについて(全会一致の場合適用とする)	特定最低賃金の審議状況について(報告) 最低賃金の周知に係る取組状況について(報告) 最低賃金の履行確保にかかる取組状況について(報告) 令和6年度 宮城県特定最低賃金の改正等に係る申出の意向表明状況について(報告、3業種とも意向表明あり) 令和6年度宮城県特定最低賃金の議事等の公開について 最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業に係る取組状況について(報告) 働き方改革政労使協議会の審議内容について

2 地域別最低賃金専門部会

審議会等回数	第1回	第2回	第3回	第4回
件名	5.7.31(一部公開)	5.8.2	5.8.4	5.8.7
県最賃	部会長等の選出 (部会長熊谷委員、部会長代理柳井委員) 宮城地方最低賃金審議会専門部会運営規程について(本日施行) 宮城県最低賃金専門部会の公開について(公労使三者が揃って審議する部分は公開) 賃金改定状況調査結果を説明 宮城県最低賃金の改定審議資料説明 令和5年賃金実態調査結果説明 金額審議(労+48円、使+21円)	金額審議(労+46円、使+31円)	金額審議(労+44円、使+36円)	+40円の公益委員見解を示す 労使検討の結果、全会一致 答申

適用使用者数 73,018人
 適用労働者数 909,900人
 (令和5年度版 最低賃金決定要覧)

3 特定最低賃金専門部会

審議会等回数	第1回	第2回	第3回	備考
鉄鋼業	5.9.28			適用使用者数 13人 適用労働者数 1,410人 (令和5年度版 最低賃金決定要覧)
電子回路部品、電気機械器具製造業	5.10.6	5.10.12	5.10.13	適用使用者数 314人 適用労働者数 14,210人 (令和5年度版 最低賃金決定要覧)
自動車小売業	5.10.3	5.10.4	5.10.16	適用使用者数 917人 適用労働者数 7,950人 (令和5年度版 最低賃金決定要覧)

宮城県の最低賃金の推移一覧表

(宮城県最低賃金及び宮城県特定最低賃金改定状況)

年度	地域別最低賃金		特定最低賃金					
	宮城県		鉄鋼業		電子部品等製造業		自動車小売業	
	時間額	引上額(円)	時間額	引上額(円)	時間額	引上額(円)	時間額	引上額(円)
	発効年月日	引上率(%)	発効年月日	引上率(%)	発効年月日	引上率(%)	発効年月日	引上率(%)
H24	685円	10	788円	7	749円	5	754円	7
	H24.10.19	1.48	H24.12.15	0.9	H24.12.15	0.67	H24.12.15	0.94
H25	696円	11	798円	10	757円	8	763円	9
	H25.10.31	1.61	H25.12.15	1.27	H25.12.19	1.07	H25.12.15	1.19
H26	710円	14	811円	13	769円	12	778円	15
	H26.10.16	2.01	H26.12.15	1.63	H26.12.19	1.59	H26.12.15	1.97
H27	726円	16	827円	16	783円	14	795円	17
	H27.10.3	2.25	H27.12.13	1.97	H27.12.18	1.82	H27.12.25	2.19
H28	748円	22	847円	20	798円	15	815円	20
	H28.10.5	3.03	H28.12.15	2.42	H28.12.15	1.92	H28.12.15	2.52
H29	772円	24	872円	25	819円	21	840円	25
	H29.10.1	3.21	H29.12.15	2.95	H29.12.15	2.63	H29.12.15	3.07
H30	798円	26	898円	26	841円	22	865円	25
	H30.10.1	3.37	H30.12.20	2.98	H30.12.20	2.69	H30.12.20	2.98
R1	824円	26	923円	25	862円	21	890円	25
	R1.10.1	3.26	R1.12.15	2.78	R1.12.15	2.5	R1.12.15	2.89
R2	825円	1	925円	2	864円	2	891円	1
	R2.10.1	0.12	R2.12.15	0.22	R2.12.20	0.23	R2.12.24	0.11
R3	853円	28	953円	28	890円	26	918円	27
	R3.10.1	3.39	R3.12.15	3.03	R3.12.15	3.01	R3.12.15	3.03
R4	883円	30	983円	30	919円	29	946円	28
	R4.10.1	3.52	R4.12.15	3.15	R4.12.15	3.26	R4.12.15	3.05
R5	923円	40	1,003円	20	959円	40	986円	40
	R5.10.1	4.53	R5.12.15	2.03	R5.12.15	4.35	R5.12.15	4.23

宮城県の最低賃金の未満率、影響率

(宮城県最低賃金及び宮城県特定最低賃金改定状況)

年度	地域別最低賃金		特定最低賃金					
	宮城県		鉄鋼業		電子部品等製造業		自動車小売業	
	時間額 未満率	引上額(円) 影響率	時間額 未満率	引上額(円) 影響率	時間額 未満率	引上額(円) 影響率	時間額 未満率	引上額(円) 影響率
H24	685円	10	788円	7	749円	5	754円	7
	3.69	10.41	0.39	0.39	6.41	7.32	0.90	1.13
H25	696円	11	798円	10	757円	8	763円	9
	2.58	4.52	2.00	2.03	6.21	16.60	3.48	4.00
H26	710円	14	811円	13	769円	12	778円	15
	4.32	10.85	0.00	0.00	4.96	8.90	1.34	1.90
H27	726円	16	827円	16	783円	14	795円	17
	1.74	7.55	0.51	0.93	7.87	16.62	1.40	2.55
H28	748円	22	847円	20	798円	15	815円	20
	2.57	7.39	0.40	0.80	4.53	9.30	2.30	3.28
H29	772円	24	872円	25	819円	21	840円	25
	1.41	11.52	0.00	0.24	7.45	16.97	3.64	4.43
H30	798円	26	898円	26	841円	22	865円	25
	1.78	8.95	0.00	2.97	5.11	15.10	0.56	1.85
R1	824円	26	923円	25	862円	21	890円	25
	1.73	14.03	1.03	2.06	3.73	28.17	2.56	4.04
R2	825円	1	925円	2	864円	2	891円	1
	1.45	6.31	0.00	0.00	10.38	15.43	2.60	3.18
R3	853円	28	953円	28	890円	26	918円	27
	1.18	17.98	0.00	0.00	1.90	18.70	2.61	5.02
R4	883円	30	983円	30	919円	29	946円	28
	1.33	18.87	0.00	0.00	3.09	20.09	3.15	6.87
R5	923円	40	1,003円	20	959円	40	986円	40
	1.42	21.72	0.52	1.55	5.50	22.43	2.82	6.52

未満率: 最低賃金を改正する前に、最低賃金を下回っている労働者の割合

影響率: 最低賃金を改定した後に、改定後の最低賃金を下回ることとなる労働者の割合

令和 5 年度最低賃金の周知に係る取組状況

1 プレスリリース（記者発表）

（1）最低賃金履行確保を重点とした監督指導結果の公表（参考資料 1）

7 月 24 日、令和 4 年度（令和 5 年 1 月～3 月）に実施した最低賃金の履行確保に係る監督指導結果を公表した。

（243 件実施、うち最賃違反 29 件、違反率 11.9%。（前年比 6.4 ポイント減少））

（2）地域別最低賃金の周知

① 6 月 27 日、第 1 回最賃審議会（7/5）を開催し改正諮問する旨（参考資料 2）

② 8 月 7 日、宮城県最低賃金専門部会にて全会一致で結審し、答申（923 円に改正）された旨（参考資料 3）

③ 9 月 1 日、10 月 1 日から 923 円に改正されることが決定した旨（参考資料 4）

④ 9 月 28 日、改めて 10 月 1 日から改正の旨、周知広報の取組の旨（参考資料 5）

（3）特定最低賃金の周知

11 月 15 日、3 業種の特定最低賃金が 12 月 15 日に改正されることが決定した（参考資料 6）

2 自治体が発行する広報誌を利用した周知

地域別最低賃金及び特定（産業別）最低賃金のそれぞれの官報公示日直後に、広報紙への記事掲載をメールで依頼した。その後、未掲載の自治体に対し訪問、電話により再度依頼した。結果、県・市町村 36 自治体全ての広報誌に掲載された（Web 掲載、自治体が発行する労働関係の冊子等を含む）。

3 商工会議所、商工会等使用者団体が発行する機関誌を利用した周知

自治体への依頼方法に準じて、県内各商工会議所、商工会等に対して地域別最低賃金及び特定最低賃金の改正に合わせてメールで周知を依頼した。また、周知用リーフレット（本省作成、宮城局作成）等を送付して、機関誌等を利用した会員への周知要請を行った。

4 ポスター、リーフレットによる周知

（1）地域別最低賃金（参考資料 7）

① 令和 5 年 9 月 26 日から順次発送

② 送付先は、計 1,015 機関・団体等

県内自治体（36 か所）、役場出張所、労働基準協会、労働災害防止団体、商工会議所、商工会、民主商工会、使用者団体、商店街振興組合、労働団体、広報雑誌社、教育関係団体、高校・大学・専修学校等、スーパー本部、コンビニ地域本部、県下図書館、道の駅、派遣団体等（最低賃金減額特例許可を受けている事業場（193

件)、過去5年間の法令違反指導事業場(133件)を含む)

(2) 特定最低賃金(参考資料8)

- ①令和5年12月7日から順次発送
- ②送付先は、計1,097機関・団体等

このうち団体は特定最低賃金適用産業に関するものに限定。(電子部品等製造業301業場、鉄鋼業13事業場、自動車小売業443事業場(外車新車・中古車・自動車部品販売業者含む)を含む。)

5 ローカルFM放送による周知(10月1日から923円に改正の旨)

宮城県最低賃金についてコミュニティFM放送局、県内10社に対して放送依頼を行った。そのうち8社で放送された。

6 その他の取組みによる周知

- (1) 仙台市中心部を走る路線バス(5台)の車体に、令和5年11月から令和6年7月までの9か月間、宮城県最低賃金額等を記載した広告を掲載した(参考資料9)
- (2) 宮城労働局、各労働基準監督署及びハローワークで使用する封筒に貼る最低賃金額を表示した「最低賃金シール」を作成し、事業場のみならず、労働者等に対しても幅広く最低賃金額の周知徹底を図った。また、シールが傘下会員に対する周知に有効だとしてシール提供の依頼があった団体にシールを提供した(参考資料10)。
- (3) 宮城労働局メールマガジンにおいて、最低賃金改正広報を行った。併せて宮城労働局HP(ホームページ)のトップ画面に最低賃金額を表示したバナーを設け、そこに最低賃金に関する資料や情報、賃金引上げのための助成金等の各種支援策を情報提供した。

7 JR主要駅へのポスター掲示による周知(厚生労働本省が実施)

宮城県内のJR主要11駅(仙台、あおば通、名取、南仙台、長町、岩沼、多賀城、小鶴新田、中野栄、陸前高砂、古川)に10/1の発効日に合わせ一週間(9/30~10/6)ポスターを掲示。

最低賃金の履行確保に係る監督実施結果の推移(平成22年～令和6年)

年	法違反の状況			法の認識状況(%)			最低賃金額未済労働者の状況		
	監督実施 事業場数	最低賃金 法第4条 違反事業 場数	違反率 (%)	適用される 最賃額を 知っている	金額は知ら ないが最賃 が適用され ることは 知っていた	最賃が適用 されること を知らな かった	監督実施 事業場の 労働者数	最低賃金 未済 労働者数	未済 労働者数の 比率 (%)
22	192	35	18.2	56.3	42.2	1.5	2,969	206	6.9
23	206	42	20.4	54.9	43.7	1.4	2,596	125	4.8
24	196	9	4.6	59.2	39.8	1.0	2,059	27	1.3
25	244	30	12.3	40.0	56.6	3.4	2,089	77	3.7
26	200	13	6.5	68.0	30.5	1.5	1,831	80	4.4
27	194	28	14.4	62.9	36.6	0.5	1,720	77	4.5
28	205	29	14.1	71.7	23.9	4.4	2,311	126	5.5
29	279	41	14.7	64.9	34.4	0.7	2,769	105	3.8
30	249	32	12.9	84.3	14.9	0.8	2,212	86	3.9
31	266	39	14.7	86.5	13.2	0.3	2,724	131	4.8
2	195	30	15.4	91.8	8.2	0.0	1,663	56	3.4
3	244	15	6.1	88.1	11.9	0.0	1,939	27	1.4
4	240	44	18.3	87.9	10.4	1.7	1,666	102	6.1
5	243	29	11.9	83.5	15.2	1.3	1,642	55	3.3
6	78	12	15.4	89.7	10.3	0.0	726	30	4.1

(注) 令和6年は1月末現在の数値である。

令和6年度 宮城県特定最低賃金適用事業場数及び適用労働者数

	適用事業場数	適用労働者数
鉄鋼業	13 (13)	1,400 (1,410)
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器 具製造業	312 (314)	14,640 (14,210)
自動車小売業	831 (917)	7,170 (7,950)
合計	1,156 (1,244)	23,210 (23,570)

※ 令和5年12月1日現在の集計数である。

※ 令和3年経済センサス活動調査（母集団DB（令和3年次フレーム））及び
令和5年度賃金実態調査結果等を基に推計したものである。

※ カッコ内は前年度の数字である。

令和6年度における宮城県特定最低賃金の改正等に係る申出の意向表明状況

改正 新設 廃止 等の別	件名・適用対象業種の範囲	意向表明 年月日	意向表明者 (団体名を含む)	適用事業所数 適用労働者数 (R5.12.1現在)
改正	<p>宮城県鉄鋼業最低賃金 鉄鋼業（高炉による製鉄業、鋳鉄物製造業（鋳鉄管，可鍛鋳鉄を除く）、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）</p>	令和6年 3月6日	<p>基幹労連宮城県本部 委員長 青田 浩一</p>	<p>1 3 1, 4 0 0</p>
	<p>宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）</p>		<p>電機連合 宮城地方協議会 議長 佐藤 斉 JAM南東北 宮城県連絡会 会長 佐藤 俊晴</p>	<p>3 1 2 1 4, 6 4 0</p>
	<p>宮城県自動車小売業最低賃金 自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）</p>		<p>自動車総連 宮城地方協議会 議長 杉山 剛</p>	<p>8 3 1 7, 1 7 0</p>

最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業に係る取組状況（令和5年度）

1 専門家派遣・相談等支援事業について

(1) 「宮城働き方改革推進支援センター（以下、センター）」の設置

ア 委託先：㈱TMC経営支援センター

イ 開設日時：9時～17時（土日祝祭日を除く）

ウ 相談受付等の実績

年 度	窓口相談の件数	派遣相談
H27	80 件	6 件
H28	162 件	33 件
H29	185 件	18 件
H30	355 件	169 件
R 1	734 件	281 件
R 2	403 件	99 件
R 3	820 件	363 件
R 4	901 件	703 件
R 5	687 件	616 件

※令和5年度は、令和6年1月末現在の実績。

(2) 周知と広報の取組み

センターの設置に関して、宮城労働局のHP、メルマガでの公表や新聞掲載、SNSでの発信の他、関係団体・各種団体等への広報等を行った。

また、センターの実施する「個別相談」、「企業訪問相談」「セミナー開催・講師派遣」等の事業に関する広報を随時実施した。

2 助成金について

申請件数、交付決定・認定件数は別紙のとおり。

業務改善助成金は設備投資等により生産性を向上させ、事業場内の最低賃金の引き上げを図る事業者を支援するための助成金だが、令和5年度中央最低賃金審議会答申を踏まえ、令和5年8月に対象事業場の拡大、要件の拡充が行われ、同年12月に申請期限の延長等が行われた。

助成金について県内事業者に広く活用を促すため、宮城働き方改革推進支援センターに協力を求めたほか、令和5年9月以降、賃金室長が関係団体を訪問して制度の改善点等を説明し、傘下団体等への周知を依頼した。

また、労働基準監督署、ハローワークに助成金リーフレットの配架依頼を行い県民に幅広く周知した。

別途、年間を通じて宮城労働局職員が啓発指導等で事業所を訪問した際にリーフレット等の資料を持参して事業主に対し活用を促した。

その他、宮城労働局メールマガジン、宮城労働局ホームページ等の広報ツールを使用した周知活動を積極的に行った。

令和5年度 生産性を向上し賃金を改善させるための各種助成金の申請、決定状況

令和6年2月末現在

種 類	助成要件	申請件数 (※)	決定件数 (※)
業務改善助成金	生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合	<u>267</u> 件 (令和4年度 <u>102</u> 件)	<u>193</u> 件 (令和4年度 <u>61</u> 件)
キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース)	いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため正社員化、処遇改善の取組を実施した場合	<u>72</u> 件 (令和4年度 <u>39</u> 件)	<u>72</u> 件 (令和4年度 <u>39</u> 件)

(参考)

種 類	助成要件	申請件数	決定件数
働き方改革推進支援助成金 (各コース合計)	生産性を向上させ、労務・労働時間の適正管理の推進に向けた環境整備に取り組んだ場合	<u>93</u> 件 (令和4年度 <u>153</u> 件)	<u>77</u> 件 (令和4年度 <u>138</u> 件)
人材開発支援助成金 (各コース合計)	職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合	<u>1,786</u> 件 (令和4年度 <u>2,031</u> 件)	<u>1,727</u> 件 (令和4年度 <u>2,108</u> 件)

※キャリアアップ助成金については、計画届出件数及び計画認定件数を計上。